

「報酬請求 EX」(Ver.6.0)

消費税 8% 対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
標記の件につきましてご案内申し上げます。
保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されている
ご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。ま
だ保守サービス契約にご加入でないお客様は、この機会に
お申込をご検討ください。
よろしくご査収のほどお願いいたします。
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。
あらかじめご了承ください。

プログラム提供開始日(予定)

ダウンロード公開日(※) : 2014年2月10日(月)
CD-ROM発送開始日 : 2014年2月18日(火)

バージョンアップ対象

Ver.4.0 以降

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は
「マイページ」よりダウンロードいただけます。

改正内容

消費税法改正の主な内容

●概要

平成 26 年 4 月 1 日から消費税率及び地方消費税率を合計で 5% から 8% に引き上げることとされました。

税区分/適用開始日	現行	平成 26 年 4 月 1 日以降
消費税率	4.0%	6.3%
地方消費税率	1.0%	1.7%
合計	5.0%	8.0%

※平成 26 年 4 月以後も旧税率 5% を適用する経過措置が講じられています。

システムの対応内容(予定)

●伝票入力への対応

伝票日付による消費税率の自動判定に対応します。

伝票日付が平成 26 年 4 月 1 日以後の報酬伝票の場合、消費税率は「8%」が初期表示されます。平成 26 年 3 月 31 日以前の場合、消費税率は「5%」が初期表示されます。

伝票自動作成で作成した報酬伝票や、見積書から振り替えた伝票も、同様に伝票日付で自動判定します。

月締処理での消費税額の計算について

月締処理では、消費税の請求額計算は月締日に関係なく、各報酬伝票の消費税額を合算して算出します。

例えば、20 日締の場合で、3/25 に消費税率 5% の報酬伝票、4/10 に消費税率 8% の報酬伝票が存在するとき(同一の月締範囲で消費税率 5% と 8% の報酬伝票が混在するとき)、4/20 で月締処理を行うと、それぞれの報酬伝票の消費税額を合算して請求額を計算します。

このとき、4/20 の月締処理において、すべて消費税率 8% で計算したい場合は、3/25 の報酬伝票の消費税率を直接 8% に変更してから、月締処理を行う手順になります。

システムの対応内容（予定） 続き

● 見積書の対応

見積書入力画面で「期日」が平成 26 年 4 月 1 日以後の場合、消費税率 8%で消費税額を計算するよう対応します。平成 26 年 3 月 31 日以前の場合は、消費税率 5%で計算します。

また、「期日」が未設定の場合は、「見積日付」で判定します。

No	細目	摘要	数量
----	----	----	----

既存バージョンでのデータ登録について

Ver.5.1 以前のバージョンで登録した伝票データ等は、Ver.6.0 にバージョンアップしても税率や金額等はそのまま引き継がれます。伝票日付等で判定して、消費税率や消費税額、および請求額などを自動補正することはありません。

⚠ データの互換性について

応援スタンドアローン版と応援ネットワーク版との互換性はありません。

タビスランドの改版情報：<http://www.tabisland.ne.jp/support/PlInfo.nsf/OenList3/E000358>



保守サービス契約には以下の**特典**があります。
まだご加入いただいていないお客様は、ぜひご加入をご検討ください。

ポイント 1

安心電話サポート

システムの操作に関する不明点をお問い合わせいただけます。

ポイント 2

法改正・機能アップ製品の無償提供

法改正・機能アップ等に伴うバージョンアップ版を無償でご提供いただけます。

ポイント 3

原本ディスクの破損交換サービス

原本ディスクが破損してしまった場合、無償で交換いたします。(年間 1 回まで)

お問い合わせ先



北海道オフィス・マシン株式会社 TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください